

犬塚公民館利用規程

(目的)

第 1 条 この規程は、犬塚公民館(備品を含む。)の利用に関し必要な事項を定める。

(使用者の範囲)

第 2 条 公民館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 犬塚自治会(区及び班等含む。)及び同自治会に関する団体等
- (2) 犬塚自治会細則で規定する定期利用目的も含めた私的団体(サークル)及び個人

(利用の申請及び利用)

第 3 条 前条の各項に該当する者が公民館の利用を希望するときは、公民館利用申込書(様式1)に基づき、目的、日時、責任者名、人員、室名、その他必要な事項を前もって自治会長に申し出なければならない。

2 犬塚自治会(区及び班等含む。)及び同自治会に関する団体等が利用を希望するときは、利用申込書による申し出を、口頭による申し出に替えることができる。

3 定期利用する私的団体(サークル)は、様式1に替えて様式2による申し出を、毎年度の利用開始時に行わなければならない。

4 公民館を利用した者は、利用日に備付公民館利用記録簿に必要事項を記入しなければならない。

(利用料の制限)

第 4 条 次の各号に該当するときは、その利用を許可しない。

- (1) 公益を害すると認められたとき。
- (2) 営利を目的とすると認められたとき。
- (3) 酒宴のみを目的とすると認められたとき。
- (4) これまでの利用において不適切な使用をしたと認められたとき。
- (5) その他、管理上支障があると認められたとき。

(利用料)

第 5 条 第2条第1号に掲げる者で運営する諸会議及び事業等の利用は、無料とする。

2 前項以外の団体等の利用については、犬塚自治会細則別表で定める料金を納付しなければならない。

3 既納の利用料は、原則として返還しない。ただし、利用者の責任でない事由により利用不可能になったと自治会長が認めたときは、利用料を返還することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 6 条 利用者は、届け出た利用目的以外に利用し又は権利を譲り渡すことはできない。

(原状回復)

第 7 条 利用者がその利用を終了したときは、掃除を行い、整理整頓し、その施設設備を原状に復さなければならない。また、火災予防にも注意するものとする。

(損害の弁償)

第 8 条 利用者が施設設備を損壊あるいは亡失したときは、その旨を自治会長に申し出てその損害を弁償しなければならない。

(利用時間)

第 9 条 利用者の利用時間は、9時より21時までとする。ただし、自治会長が必要と認めたときはこの限りでない。

(管理上の入室)

第 10 条 利用者は、自治会長を始め自治会関係者が管理上入室を必要とするときは、これを拒むことができない。

(改定規定)

第 11 条 この規則に定めのないことは、自治会長がそのつど定める。また、必要に応じて自治会役員会に報告するものとする。

2 この規程の改廃は、犬塚自治会役員会において決定し、総会で報告する。

3 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。